

毎週火、金曜日発行（但休日に発行されず）（土、日、祭日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

**目次**

◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

◇告示 健康保険法による保険医療機関の指定  
健康保険法による保険医の登録

## 訓令

別表 評定区分表

所属機関	被評定者	第一次評定者	第二次評定者	区分記号
出納課 行政課 長考 長考 補査 補査 佐具事佐佐	局長 補補 補補 補補 補補 補補			

### 鳥取県訓令第十三号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令達先を削る。

第六条中「部長」を「部長、企画室長」に改める。

別表を次のように改める。

00374

中産農果農經工衛 小産産樹業營業生 家産樹業伝業生 畜試加試試試研 試験工験験農験究 場場所場場所場所		干蚕養病農 拓業畜害業 事指健防良 業導生除普及 所所所所所		地方農林振興局		職職児身 業童体障 訓相害者更 定練談生指 所所所所所		土保 木健 出張 所所	
右 以 外 の 職 員	室科係分 場 長長長長	右 以 外 の 職 員	所 長	右 以 外 の 職 員	主係境 任長長 港水産 事務所	右 以 外 の 職 員	係 長	右 以 外 の 職 員	所
係分 場 長長	場 所 長 長	所 長	長 地方農林振興局の課	主係境 任長長 港水産 事務所	課 長	係 長	所 長	係 長	係 長
所 長	主 管 部 長 又 は そ の 指 名 する 本 庁 の 課 長	長 地方農林振興局の課	地方農林振興局長	課 長	局 長	所 長	主 管 部 長 又 は そ の 指 名 する 本 庁 の 課 長	所 長	課 長
B	A	B	A	B	A	B	A	B	B

00374

福 県 社 税 事 務 務 務 所 所	本 庁		右 以 外 の 職 員		主係職副 員檢營 計診查 療專 所門室 員長員長員長員長	
駐係 在 所 長長	課 長	右 以 外 の 職 員		主係職副 員檢營 計診查 療專 所門室 員長員長員長員長		
課 長	所 長	出 参 局 課 納 室 長 事 長 長		出 参 局 課 納 室 長 事 長 長		
所 長	主 管 部 長 又 は そ の 指 名 する 本 庁 の 課 長	出 参 局 課 納 室 長 事 長 長		企 部 画 室 長 長		
A	B	B		A		



鳥取県告示第五百五十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により次のように保険医の登録をしたので、  
保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）  
第九条の規定により告示する。

昭和三十九年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号番号	登 録 年 月 日
宮脇 昌二	鳥取市西町五丁目	鳥医一、〇六四	昭和三十九年九月五日
三原 浩三	吉市一番地	一、〇六五	〃
金居 義明	〃	一、〇六六	〃
猪川 嗣朗	米子市錦町二丁目	一、〇六七	〃

十四日

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
印刷部 鳥取県鳥取市栗谷町  
[定価 一部月額二五〇円（送料共）]